

パブリックコメント募集要領

案 件 名	尾道市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）について
公表期間及び 意見募集期間	令和８年９月１０日（木）～令和８年１０月９日（金） ※市役所及び各支所での紙媒体による閲覧は、市役所開庁日の ８：３０～１７：１５まで
公 表 場 所	市ホームページ、市役所本庁舎（１階環境政策課）、因島総合支所市民生活課、 御調支所まちおこし課、向島支所しまおこし課、瀬戸田支所住民生活課、 百島支所、浦崎支所、尾道市クリーンセンター、南部清掃事務所
意 見 を 提 出 で き る 人 （ 区 分 ）	・市内に住所を有する人 ・市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ・市内の事務所又は事業所に勤務する人 ・市内の学校に在学する人 ・市に対して納税義務を有するもの ・パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの
意見の提出方法	・直接持参（尾道市役所 １階環境政策課、各支所担当課、尾道市クリーンセンター、南部清掃事務所） ※直接提出される場合は、市役所開庁日の８：３０～１７：１５の間に お願いします。 ・郵送 （〒722-0221 尾道市長者原一丁目 2 2 0 番地 7 5（尾道市クリーンセンター内） 尾道市衛生施設センター 行） ・ファックス（0848-48-2820） ・メール（eisei@city.onomichi.hiroshima.jp）
意 見 書 の 様 式	・意見書の書式は自由です。 ・意見書の参考書式は添付のとおりです。市ホームページからダウンロードで きます。 ※住所、氏名、意見を提出できる人の区分を記入してください。
意見の提出期限	令和８年１０月９日（金）必着
意見の取り扱い について	・ご意見を正確に把握する必要があるため、口頭、電話によるご意見の受付は いたしかねます。 ・いただいたご意見の原稿は返却いたしません。 ・ご意見の概要と市の考え方を、市ホームページで令和８年１０月下旬（予 定）公表します。 ・ご意見等の公表に際して、内容以外（住所・氏名等）は公表しません。 ・ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。 ・ご意見に公表すべき正当な理由がない場合、特定の個人または団体などの利 益を害する恐れのある場合は公表しません。
問 い 合 わ せ 先 （ 提 出 先 ）	〒722-0221 尾道市長者原一丁目 2 2 0 番地 7 5 尾道市市民生活部衛生施設センター施設管理係 担 当 山本 電 話 ０８４８－４８－２９００ ファックス ０８４８－４８－２８２０ メール eisei@city.onomichi.hiroshima.jp